

青森県報

第二千五百八十号

平成十八年
一月二十日
(金曜日)

目次

告示

結核予防法による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一

公告

建設業者の許可の取消し…………… (弘前県土整備事務所) …… 一

右 同…………… (八戸県土整備事務所) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

出先機関

土地改良区の役員の氏名及び住所変更…………… (上北地方農林水産事務所) …… 二

公安委員会

警備員の検定合格者審査の実施…………… (生活安全課) …… 三

告示

青森県告示第三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に

より告示する。

平成十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弘愛会クリニック さとうクリニック産科 婦人科内科 有限会社七福薬局	弘前市大字早稲田一丁目二の四 上北郡七戸町字道ノ上二二の一 弘前市大字富田三丁目一の一〇	平成一七・二・七 一八・一・一〇 一八・一・四

公告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 共栄舗装株式会社
- 二 代表者の氏名 工藤 浩一
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市緑ヶ丘二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第三三九八号
- 五 取消年月日 平成十八年一月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年十二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小坂建設工業株式会社

二 代表者の氏名 小坂 章

三 主たる営業所の所在地 三戸郡新郷村大字戸来字高畑下四四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第四六七四号

五 取消年月日 平成十七年十二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、石工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社マルコウ

二 代表者の氏名 中村 由美子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前東一丁目九の六〇九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一七六六五号

五 取消年月日 平成十八年一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の名及び住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の名及び住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年一月二十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	氏名及び住所 変更の年月日
理事	旧氏名 桜田 馨 新氏名 櫻田 馨	旧住所 十和田市元町東一丁目二の一 新住所 十和田市元町西二丁目五の二六	平成一七・二・六

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成十八年一月二十日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十八年二月二十八日（火）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条第一号、第二号、第六号、第九号及び第十号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧一級検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 交通誘導警備業務に係る二級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

4 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

5 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

- 1 空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十人
- 2 交通誘導警備業務に係る二級の審査 三十人
- 3 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 合計五十人

四 審査の申請手続

1 申請受付期間及び受付時間

(一) 申請受付期間

平成十八年一月三十日（月）から同年二月十七日（金）までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）

(二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 申請受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格证（以下「旧合格证」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に存する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合には(一)又は(二)に掲げる書面

- のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(一)及び(二)に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。
- (一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面
- (二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)一葉
- (四) 旧合格証の写し
- 5 審査手数料
四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。
- 五 審査事項等
- 1 学科試験
- (一) 警備業務に関する基本的な事項
- (二) 法令に関する事項。
- (三) 警備業務の実施に関する事項。
- (四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
- 2 実技試験
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
- 3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 4 審査に関する留意事項
審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。
- 六 審査申請に関する問い合わせ先
- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四二
- 2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭